

県営林生産素材売払い入札参加資格審査申請書に関する留意事項

令和7年3月26日

静岡県が行う県営林の生産素材の売払いに係る入札に参加を希望される方は、以下により申請をしてください。

申請書及び添付書類は、入札参加資格者名簿の登載や入札の指名、契約等の基礎資料としますので、誤りや記入漏れのないよう正確に作成してください。

申請書を受理し、審査を行い適正とみなされた場合は「県営林生産素材売払い入札参加資格者名簿」（以下「名簿」という。）に登載しますが、これによって直ちに入札の指名があるということではありません。

1 申請方法

- 申請書及び必要な添付書類は、郵送又はメールにより提出してください。
- 持参された場合は、その場では審査できないことがあります。
- 申請書等に不備があった場合は返送しますので、内容を確認し、修正のうえ改めて提出してください。
- 資格を認定したときは、県ホームページの県営林生産素材売払い入札参加資格認定者名簿に登載し公表します。

2 申請書の入手先、提出先及び問合せ先

〒420-8601

静岡市葵区追手町9番6号

静岡県庁 森林整備課 森林経営班

電話：054-221-2728

メールアドレス：shinrinseibi@pref.shizuoka.lg.jp

3 受付時期

随時

4 資格の有効期間

認定日の翌日から2年間

5 入札参加資格審査申請要件

県営林事業の生産に属する素材の売払いに係る競争入札参加資格の申請をする者は、次の(1)及び(4)並びに(2)又は(3)の要件を備えている必要があります。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4（第167条の11第1項の規定により準用する場合を含む。）の規定に該当しないこと。ただし、第167条の4第2項各号のいずれかに該当する

事実があった後、同項に規定する期間内で、静岡県が相当と認める期間を経過した者はこの限りではない。

- (2) 「林業労働力の確保の促進に関する法律」（平成8年法律第45号）第5条第3項の規定に基づく計画の認定を受けている事業者。
- (3) 素材生産業、木材製造業（木材チップ製造業を含む。）及び木材卸売業を営むもので、申請をしようとする日からさかのぼって2年以内の営業実績がある者。
- (4) 次のアからオのいずれにも該当しない者であること。
 - ア 役員等（個人である場合にあっては当該個人をいい、入札参加資格者が法人である場合にあっては当該法人の役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下各号において同じ。）が暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下各号において同じ。））であると認められる者
 - イ 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下各号において同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる者
 - ウ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用したと認められる者
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して財産上の利益の供与又は不当に優先的な取扱いをする等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められる者
 - オ 役員等が、暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有していると認められる者

6 添付書類

資格審査の申請をしようとする方は、申請時に申請書のほか次の書類を提出してください。ただし、(1)イ、(2)及び(3)については、ほぼ原寸大でありかつ鮮明である写しに限って、代用しても構いません。

- (1) 次のア又はイのいずれか1点。
 - ア 県税納税情報の提供に係る同意書。
 - イ 県税（法人の県民税、事業税及び軽油引取税に限る。）について、滞納及び未納のないこと（徴収猶予に係るものを除く。）を証する納税証明書。
※徴収猶予を受けていない場合は静岡県税賦課徴収規則様式第103号（税額記載なし）を、徴収猶予を受けている場合は同規則様式第102号（税額記載あり）を提出する。
- (2) 消費税及び地方消費税について、滞納及び未納のないこと（徴収猶予に係るものを除く。）を証する納税証明書。
- (3) 法人にあっては、登記簿謄本（全部事項証明書）。
個人にあっては、身分（身元）証明書。
- (4) 上記5入札参加資格審査申請要件(3)に該当する場合、営業実績が記載された総会資料又は当該営業に係る売買契約書又は請書の写し及びその契約に関わる履行完了届の写し等。

(5) 暴力団等反社会的勢力ではないこと等に関する誓約書。

7 記載事項の変更

(1) 廃業等の届出

資格の認定を受けた者が、次に該当することとなったときは、当該各号に掲げる者は、廃業等を証明する書類により速やかにその旨を届け出てください。

ア 死亡したとき その相続人

イ 法人が合併により消滅したとき その役員であった者

ウ 法人が破産により解散したとき 破産管財人

エ 法人が合併又は破産以外の事由により解散したとき その清算人

オ 廃業したとき 本人又は役員

(2) 変更の届出

資格認定後に、次に掲げる事項に変更があった場合及び営業の停止又は廃止を行ったときは、変更届出書により速やかにその旨を届け出てください。

ア 商号又は名称

イ 住所及び電話番号

ウ 代表者

エ その他

8 納税証明書交付請求時の注意事項

(1) 財務事務所において納付の確認ができるようになるまで2週間程度要する場合があるため、納税証明書の請求日15日以内に納税された場合は、領収証書を持参すること。

なお、県税納税情報の提供に係る同意書を提出する場合にも領収証書の写しの提出を依頼する場合があります。

(2) 法人事業税、法人県民税の申告書提出後1～2週間以内に交付請求される場合、申告書の確認事務等があるため、通常より発行に時間を要すること。

なお、県税納税情報の提供に係る同意書を提出する場合にも申告書の確認事務等があるため、通常より発行に時間を要する場合があります。